



子どもたちの未来を奪う 憲法の改悪を許さない！

■原発震災の反省もなく

東日本大震災から、1年10ヶ月がすぎました。しかし被災地・福島では暮らして仕事の再建は進まず、多くの住民は危険な放射能の中での生活を強いられ、関東地方の住民さえ放射能の恐怖におびえながら生活せざるを得ない状況です。憲法25条が保障しているはずの生存権は、踏みにじられたままです。

そうした中で、衆院選後に誕生した政権は、原発の再稼働を拡大し、新たな原発の建設にさえゴーサインを出そうとしています。このままでは、福島の惨事が再び繰り返されかねません。

■何をめざす九条改憲

新政権はまた、公然と憲法の改正を掲げ、「国防軍」の創設を唱えています。当面は、集団的自衛権の承認、自衛隊海外派兵の恒久法化、憲法改正要件を国会議員の三分の一から三分の一への緩和などが目指されていますが、7月の参院選後は憲法九条そのものの改正に手をつけると思われます。

背景には、中国など新たな大国が力をつける中で、国力を後退させつつあるアメリカが、日本に対して軍事的役割の拡大を強く求めていることがあります。日本をアメリカの求めに応じて戦争に参加する国に変えようとする動きを、私たちは許すわけにはいきません。

■ナショナリズムや軍備増強では戦前の二の舞

戦争放棄をつたった憲法9条があったからこそ、かろうじて自衛隊が武器を手に戦うことをせずに、国土が戦場になることもなく、日本の子どもたちの命も守られてきました。

イラクやアフガン戦争では日本はアメリカの戦争に協力し、私たちの税金が現地の多くの人々の命を奪うことに費やされました。集団的自衛権が容認され、海外派兵の恒久法がつくられ、憲法が改悪されてしまったら、今度は日本の自衛隊（国防軍）が直接に他国の人々を傷つけることになってしまいます。

中国などとの関係でいたずらに対立を煽り、軍事力の強化を叫ぶ人々の背後には、そのことで利益を得る軍需企業、自らの政治的ポジションの強化を期待する政治家や官僚などが存在します。

他国との間で対立があるとするれば、その関係は軍事力の拡大によって対処されるべきではなく、むしろ共通の利害や相互理解を拡大することによってしか解決できません。

ナショナリズムや軍事をもてあそばす勢力を許しては、かつての戦争の二の舞です。いまこそ、「憲法を活かせ、守れ」の声を上げましょう。

九条の会・流山

■連絡先
TEL/FAX

石林紀四郎 (04-7154-7511) 三原真子 (04-7152-6559)
山田洋子 (04-7144-3993)

「戦争はしない、戦力を持たない」と国民と世界に約束をした憲法

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、

その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これ

に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚す

るのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「九条の会・流山」 入会申込書

私は、九条の会・流山に入会します。

年 月 日

お名前

お住まい

〒

電 話

F A X

E -mail

●ご意見などをお書き下さい。

申込書は、下記へFAX下さるか、会員にお渡し下さい。 FAX 04-7154-7511

